

日本外交文書

昭和
第一部
第四卷
I

外務省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三十八年には明治期を、同六十二年には大正期をそれぞれ完結し、これまでに特集も含め計百六十四冊を公刊した。

昭和期外交文書については、すでに特集として満州事変及び海軍軍縮関係史料を公刊しているが、昭和期は戦災等により重要記録が多数失われているので、従来の編纂方式を継続するのが困難となっている。そこで前記特集編纂の経験をも活かし、多年度方式を導入するなど若干の新形式を加え、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮した。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本書が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたって、何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和六十三年三月

外務省外交史料館長

例言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二十一年）の外交文書編纂は左の方式による。

1 昭和期の時期区分を次の三期とする。

昭和期Ⅰ 昭和二十一年（一九二七—三二）

昭和期Ⅱ 昭和二十二年（一九三三—三七）

昭和期Ⅲ 昭和二十三年（一九三七—四五）

2 昭和期の外務省所蔵記録は戦災等により多数焼失しているが、比較的採録可能な文書の多い対中国関係事項は、原則として各年ごとにまとめた従来の編年方式を踏襲し、これを第一部とする。他方、重要な外交記録の多数が失われている対欧米関係事項は、数年間を一まとめにした多年度方式を採用し、これを第二部として編纂・刊行する。

二 本巻は、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第四巻として、昭和五年の対中国関係文書を収録した。1 本巻に収録した文書は、原則として、外務省所蔵記録によるもので原文書の改変等を行われていない。

2 収録文書は、編者が一連文書番号及び件名を付し、各事項ごとに日付順に配列した。

3 収録文書の冒頭に※印のあるものは、「松本記録」に依拠した。

「松本記録」とは、故松本忠雄元衆議院議員が、昭和八年十二月より同十四年一月までの外務参与官及び外務政務次官時代、外務省保管記録のうち、特に政治、外交、条約、借款関係等の主

要記録を筆写したもので、明治・大正・昭和にわたり約三百冊に及んでいる。「松本記録」は、昭和十七年の外務省の火災、または終戦時の焼却処分等によって消失した「原本記録」を補填しうる記録（写）である。

- 4 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月15日のようにカッコを付して区別した。
- 5 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。なお、本巻への収録にあたっては、文書の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。
- 6 収録文書の発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。
- 7 注記については、原文書にある場合は（原注）とし、編者が加えたものは（編注）として当該箇所に明記し、その文面はいずれも各文書の末尾に記載した。
- 8 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、（欄外記入）（付箋）として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。
- 9 収録文書中（省略）（ママ）等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。
- 10 押印については、公印と私印をそれぞれ〔印〕と（印）に区別して記した。
- 11 巻末に全収録文書の日付順索引を付した。

目次

一 東北（満蒙） 鉄道懸案関係	1
二 間島事件関係	90
付 ハルビン総領事館投石事件	246
三 安東密輸問題	259
四 日中関税協定関係	321
付 綿糸統一税問題	467
五 債務整理問題	492
六 中国政情関係	599
1 東北（満蒙） 政況関係	599
2 中原大戦関係	729
付 天津海関接收問題	778
3 長沙事件関係	849

七 雜件

1	治外法権問題	933
2	領事裁判権管轄問題	957
3	中国沿海漁業・密輸問題	1015
4	中国国号改称問題	1041
5	義和団賠償金関係	1046
6	霧社事件関係	1066

日本外交文書 昭和期I第一部第四卷 日付索引

一 東北(滿蒙)鐵道懸案關係

1 昭和5年1月9日

在鄭家屯遠山(峻)領事代理より
幣原喜重郎)外務大臣宛

洮索鐵道の敷設状況について

機密公第一九號

(1月17日接受)

昭和五年一月九日

在鄭家屯

領事代理 遠山 峻 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

洮索鐵道敷設状況ニ關スル件

本件ニ關シテハ客年七月十一日附機密公第二五九號ヲ以テ
大野事務代理ヨリ大要報告ノ次第モアル處其後種々變更ヲ
生シ殆ト前報ノ影ヲ留メサルコトナレルカ元來此ノ鐵道
ハ鄭作華將軍ヲ督辦トセル興安屯懇區ノ積極開發策ト支那
カ對蒙統制軍事政策上トノ必要ニ促カサレ民國十五年以來
ノ懸案カ漸ク同十八年ニ至リ再ヒ擡頭シタルモノニシテ當
初鄭督辦ノ計畫タル(一)純內國資本(二)洮安起點(三)

索倫終點ニ對シ洮南市民側ヨリ反對ヲ唱ヘ洮南起點說ヲ主
張シ之カ實現方法トシテ洮索鐵道敷設費中三十萬元及從業
員用宿舍百五十間房子ヲ提供スル條件ヲ付シ百方運動ノ結
果一時ハ稍ヤ可能性ヲ認ムル程度ニ進捗ヲ見タルモ其ノ後
洮南市カ奉天邊業銀行ヨリ三十萬元借款ニ關シ相談纏マラ
ス結局鄭督辦當初ノ計畫ニ還元シ民國十八年八月上旬(1)
鐵道敷設總經費ヲ銀四百萬元トシ内二百萬元ハ京奉鐵路局
長高紀毅氏殘二百萬元ハ鄭督辦ニ於テ各調達スルコト(2)
洮安記點驛ヲ白城子北門トシ及平安、葛根廟、王爺廟、奈
公以下一驛未定、索倫(終點)ノ七驛ヲ設置スルコト(3)
鐵路ノ延長ヲ百八十軒(百三十一哩)トシ(4)土工一平
方米ノ工費ヲ大洋銀一元五角トシ線路土工總面積二十万平
方米ニ對スル總費三十萬元ヲ四平街支那人請負業榮生土木
建築公司經理人孔廣生ヲシテ施行セシムルコト(5)軌道
敷設工事ハ洮索鐵路局ノ直營トシ邦人經營東亞土木會社ノ
手ニ委スルコト(6)枕木其ノ他ノ木材ハ主トシテ吉林材